

## 伊達市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、伊達市広告掲載要綱（平成19年訓令第17号）第3条第3項の規定に基づき、広告掲載に係る基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業種又は事業者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。広告の掲載中において、これらの業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に該当するもの又はこれに類するもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (4) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
- (6) 伊達市競争入札参加資格審査規程（平成7年訓令第10号）に基づく指名停止を受けている者
- (7) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (8) 市税を滞納している者
- (9) その他市の資産等を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
  - イ 鉄砲刀剣類その他の危険物に関するもの
  - ウ 人事募集又は解雇広告に関するもの
  - エ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
  - オ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
  - カ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
  - キ 消費者金融に係るもの
  - ク たばこに係るもの
  - ケ ギャンブルに係るもの
  - コ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生中又は更生手続中のもの

(掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しないものとする。なお、広告の掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
  - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
  - ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなもの

- のをいう。
- ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化したもの
  - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
  - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
  - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
  - オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの
  - イ 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
  - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの並びにプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性があるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの（選挙広告を含む。）
  - イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む。）
- (5) 宗教性があるもの。例えば、次のようなものをいう。
- 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（宗教団体の広告を含む。）
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 個人又は団体の意見広告
  - イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるものその他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの
  - イ 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
  - イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件等が不明確なもの
  - ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容及び施設が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際

よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。）

イ 射幸心をあおる表示又は表現

ウ 誇大な表現を含むもの

エ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの

オ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

カ 他人名義の広告

キ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）

(11) 比較広告。例えば、次のようなものをいう。

ア 自己の供給する商品等について、これと競争関係のある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

イ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの

(12) 懸賞広告及びクーポン付き広告

(13) その他市の資産等の性質等を考慮し、広告を掲載することが適当でない認められるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 市が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの（市が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。）

イ 品位を損なう表現のもの

ウ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの

エ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

オ 投機を著しくあおる表現のもの

カ 債権取立て、示談引受け等に関するもの

キ 占い、運勢判断等に関するもの

ク 通貨及び郵便切手の複写の使用

ケ 謝罪、釈明等のもの

コ 尋ね人、養子縁組等のもの

サ 暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚げ若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

（掲載基準の適用）

第4条 前条に定める掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を掲載することができる認められる場合は、広告主に修正、削除等を求めることができる。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成22年5月25日から施行する。